

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害における特別の財政支援
及び合併特例事業債の適用期間延長を求める意見書

平成 29 年 7 月 5 日から始まった大雨は、本市では、累計雨量が 600 ミリを超え、市北部を中心に多大な被害が発生した。土木施設や農林地など、いたるところで大きな被害をもたらし、市民生活と農業をはじめとする地域産業にも甚大な被害を及ぼしている。国をはじめ関係機関の協力を得ながら、本市をはじめとする被災自治体は、住民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みが本格化しているところである。

しかし、甚大な被害において、復旧・復興には長期間にわたる前例のない巨額な費用が必要となり、財政基盤の弱い被災自治体では十分な復興が図れないことも予想される。

よって、国におかれては、下記の項目についてさらなる財政支援策に取り組むよう強く要望する。

記

1. 財政基盤の弱い被災自治体が財政面での不安なく復旧・復興に取り組める環境を整え、被災自治体の状況に応じた支援と復興後の自治体運営に影響を及ぼさないように、実効性のある補正予算の追加や地方交付税等による十分な財政支援を図ること。
2. 被災自治体において今回の災害により、合併特例事業債を活用した地域の発展が大幅に遅れることが懸念されるため、その影響が軽減されるように適用期間の延長を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 27 日

日 田 市 議 会